

セット割引及びトリオ割引に係る利用規約 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>セット割引及びトリオ割引に係る利用規約</p> <p><u>2023年1月1日</u></p> <p>株式会社 STNet                      株式会社ケーブルメディア四国                      中讃ケーブルビジョン株式会社                      KBN 株式会社                      高知ケーブルテレビ株式会社                      ケーブルテレビ徳島株式会社                      株式会社ケーブルネットおえ                      石井町有線放送農業協同組合                      株式会社愛媛CATV                      国府町農事放送農業協同組合                      株式会社東阿波ケーブルテレビ                      株式会社テレビ鳴門</p>	<p>セット割引及びトリオ割引に係る利用規約</p> <p><u>2023年3月10日</u></p> <p>株式会社 STNet                      株式会社ケーブルメディア四国                      中讃ケーブルビジョン株式会社                      KBN 株式会社                      高知ケーブルテレビ株式会社                      ケーブルテレビ徳島株式会社                      株式会社ケーブルネットおえ                      石井町有線放送農業協同組合                      株式会社愛媛CATV                      国府町農事放送農業協同組合                      株式会社東阿波ケーブルテレビ                      株式会社テレビ鳴門                      株式会社四国中央テレビ</p>	

セット割引及びトリオ割引に係る利用規約 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																																																								
<p>株式会社STNet（以下「甲」といいます。）と別表1に定める提携事業者等（以下「乙」といいます。）は、<u>ピカラ光ねっと又はピカラCVCケーブルインターネットサービス及びケーブルテレビサービス（以下合わせて「セットサービス」といいます。）並びにピカラ光ねっと、ピカラ光でんわ及びケーブルテレビサービス（以下合わせて「トリオサービス」といいます。）の契約者を対象とした割引について、以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</u></p>	<p>株式会社STNet（以下「甲」といいます。）と別表1に定める提携事業者等（以下「乙」といいます。）は、<u>次の契約者を対象とした割引について、以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</u></p> <p>(1) <u>セットサービス（ピカラ光ねっと及びケーブルテレビサービス、ピカラ光ねっと及びモバイルサービス並びにピカラ光ねっと、ケーブルテレビサービス及びモバイルサービス）</u></p> <p>(2) <u>トリオサービス（ピカラ光ねっと、ピカラ光でんわ及びケーブルテレビサービス、ピカラ光ねっと、ピカラ光でんわ及びモバイルサービス並びにピカラ光ねっと、ピカラ光でんわ、ケーブルテレビサービス及びモバイルサービス）</u></p>																																																									
<p><b>第1条（用語の定義）</b> 本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。</p>	<p><b>第1条（用語の定義）</b> 本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。</p>																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ピカラ光ねっと</td> <td>光ネットワークサービス契約約款に規定する甲が提供する光ネットワークサービス</td> </tr> <tr> <td>2 ピカラ光でんわ</td> <td>光電話サービス契約約款に規定する甲が提供する光電話サービス</td> </tr> <tr> <td>3 ケーブルテレビサービス</td> <td>乙のケーブルテレビ契約に係る約款（別表2に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス</td> </tr> <tr> <td>4 ピカラ光ねっと契約</td> <td>甲と締結するピカラ光ねっとの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>5 ピカラ光でんわ契約</td> <td>甲と締結するピカラ光でんわの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>6 ケーブルテレビ契約</td> <td>乙と締結するケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>7 ケーブルテレビ契約者</td> <td>乙とケーブルテレビ契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>8 ケーブルテレビ集団利用者</td> <td>集合住宅の一括加入または一定地区の集団加入により乙のケーブルテレビを視聴している者</td> </tr> <tr> <td>9 セットサービス契約者</td> <td><u>ピカラ光ねっと契約又はケーブルインターネットサービス（ピカラCVCケーブルインターネット）契約約款による契約、ケーブルテレビサービス契約を締結している者</u></td> </tr> <tr> <td>10 セット割適用契約者</td> <td>セットサービス契約者のうち、セット割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者</td> </tr> <tr> <td>11 トリオサービス契約者</td> <td><u>ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びケーブルテレビ契約を締結している者</u></td> </tr> <tr> <td>12 トリオ割適用契約者</td> <td>トリオサービス契約者のうち、トリオ割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1 ピカラ光ねっと	光ネットワークサービス契約約款に規定する甲が提供する光ネットワークサービス	2 ピカラ光でんわ	光電話サービス契約約款に規定する甲が提供する光電話サービス	3 ケーブルテレビサービス	乙のケーブルテレビ契約に係る約款（別表2に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス	4 ピカラ光ねっと契約	甲と締結するピカラ光ねっとの提供を受けるための契約	5 ピカラ光でんわ契約	甲と締結するピカラ光でんわの提供を受けるための契約	6 ケーブルテレビ契約	乙と締結するケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約	7 ケーブルテレビ契約者	乙とケーブルテレビ契約を締結している者	8 ケーブルテレビ集団利用者	集合住宅の一括加入または一定地区の集団加入により乙のケーブルテレビを視聴している者	9 セットサービス契約者	<u>ピカラ光ねっと契約又はケーブルインターネットサービス（ピカラCVCケーブルインターネット）契約約款による契約、ケーブルテレビサービス契約を締結している者</u>	10 セット割適用契約者	セットサービス契約者のうち、セット割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者	11 トリオサービス契約者	<u>ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びケーブルテレビ契約を締結している者</u>	12 トリオ割適用契約者	トリオサービス契約者のうち、トリオ割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ピカラ光ねっと</td> <td>光ネットワークサービス契約約款に規定する甲が提供する光ネットワークサービス</td> </tr> <tr> <td>2 ピカラ光でんわ</td> <td>光電話サービス契約約款に規定する甲が提供する光電話サービス</td> </tr> <tr> <td>3 ケーブルテレビサービス</td> <td>乙のケーブルテレビ契約に係る約款（別表2に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス</td> </tr> <tr> <td>4 <u>モバイルサービス</u></td> <td><u>乙のモバイルサービス契約に係る約款（別表3に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス</u></td> </tr> <tr> <td>5 <u>ピカラ光ねっと契約</u></td> <td>甲と締結するピカラ光ねっとの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>6 <u>ピカラ光でんわ契約</u></td> <td>甲と締結するピカラ光でんわの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>7 <u>ケーブルテレビ契約</u></td> <td>乙と締結するケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>8 <u>ケーブルテレビ契約者</u></td> <td>乙とケーブルテレビ契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>9 <u>ケーブルテレビ集団利用者</u></td> <td>集合住宅の一括加入または一定地区の集団加入により乙のケーブルテレビを視聴している者</td> </tr> <tr> <td>10 <u>モバイルサービス契約</u></td> <td><u>乙と締結するモバイルサービスの提供を受けるための契約</u></td> </tr> <tr> <td>11 <u>セットサービス契約者</u></td> <td><u>ピカラ光ねっと契約及びケーブルテレビサービス契約を締結している者、ピカラ光ねっと契約及びモバイルサービス契約を締結している者並びにピカラ光ねっと契約、ケーブルテレビサービス契約及びモバイルサービス契約を締結している者</u></td> </tr> <tr> <td>12 <u>セット割適用契約者</u></td> <td>セットサービス契約者のうち、セット割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者</td> </tr> <tr> <td>13 <u>トリオサービス契約者</u></td> <td><u>ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びケーブルテレビ契約を締結している者、ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びモバイルサービス契約を締結している者並びにピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約、ケーブルテレビ契約及びモバイルサービス契約を締結している者</u></td> </tr> <tr> <td>14 <u>トリオ割適用契約者</u></td> <td>トリオサービス契約者のうち、トリオ割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1 ピカラ光ねっと	光ネットワークサービス契約約款に規定する甲が提供する光ネットワークサービス	2 ピカラ光でんわ	光電話サービス契約約款に規定する甲が提供する光電話サービス	3 ケーブルテレビサービス	乙のケーブルテレビ契約に係る約款（別表2に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス	4 <u>モバイルサービス</u>	<u>乙のモバイルサービス契約に係る約款（別表3に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス</u>	5 <u>ピカラ光ねっと契約</u>	甲と締結するピカラ光ねっとの提供を受けるための契約	6 <u>ピカラ光でんわ契約</u>	甲と締結するピカラ光でんわの提供を受けるための契約	7 <u>ケーブルテレビ契約</u>	乙と締結するケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約	8 <u>ケーブルテレビ契約者</u>	乙とケーブルテレビ契約を締結している者	9 <u>ケーブルテレビ集団利用者</u>	集合住宅の一括加入または一定地区の集団加入により乙のケーブルテレビを視聴している者	10 <u>モバイルサービス契約</u>	<u>乙と締結するモバイルサービスの提供を受けるための契約</u>	11 <u>セットサービス契約者</u>	<u>ピカラ光ねっと契約及びケーブルテレビサービス契約を締結している者、ピカラ光ねっと契約及びモバイルサービス契約を締結している者並びにピカラ光ねっと契約、ケーブルテレビサービス契約及びモバイルサービス契約を締結している者</u>	12 <u>セット割適用契約者</u>	セットサービス契約者のうち、セット割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者	13 <u>トリオサービス契約者</u>	<u>ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びケーブルテレビ契約を締結している者、ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びモバイルサービス契約を締結している者並びにピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約、ケーブルテレビ契約及びモバイルサービス契約を締結している者</u>	14 <u>トリオ割適用契約者</u>	トリオサービス契約者のうち、トリオ割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者	
用語	用語の意味																																																									
1 ピカラ光ねっと	光ネットワークサービス契約約款に規定する甲が提供する光ネットワークサービス																																																									
2 ピカラ光でんわ	光電話サービス契約約款に規定する甲が提供する光電話サービス																																																									
3 ケーブルテレビサービス	乙のケーブルテレビ契約に係る約款（別表2に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス																																																									
4 ピカラ光ねっと契約	甲と締結するピカラ光ねっとの提供を受けるための契約																																																									
5 ピカラ光でんわ契約	甲と締結するピカラ光でんわの提供を受けるための契約																																																									
6 ケーブルテレビ契約	乙と締結するケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約																																																									
7 ケーブルテレビ契約者	乙とケーブルテレビ契約を締結している者																																																									
8 ケーブルテレビ集団利用者	集合住宅の一括加入または一定地区の集団加入により乙のケーブルテレビを視聴している者																																																									
9 セットサービス契約者	<u>ピカラ光ねっと契約又はケーブルインターネットサービス（ピカラCVCケーブルインターネット）契約約款による契約、ケーブルテレビサービス契約を締結している者</u>																																																									
10 セット割適用契約者	セットサービス契約者のうち、セット割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者																																																									
11 トリオサービス契約者	<u>ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びケーブルテレビ契約を締結している者</u>																																																									
12 トリオ割適用契約者	トリオサービス契約者のうち、トリオ割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者																																																									
用語	用語の意味																																																									
1 ピカラ光ねっと	光ネットワークサービス契約約款に規定する甲が提供する光ネットワークサービス																																																									
2 ピカラ光でんわ	光電話サービス契約約款に規定する甲が提供する光電話サービス																																																									
3 ケーブルテレビサービス	乙のケーブルテレビ契約に係る約款（別表2に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス																																																									
4 <u>モバイルサービス</u>	<u>乙のモバイルサービス契約に係る約款（別表3に定めがある場合は、その定めるところによります。）に規定する乙が提供するサービス</u>																																																									
5 <u>ピカラ光ねっと契約</u>	甲と締結するピカラ光ねっとの提供を受けるための契約																																																									
6 <u>ピカラ光でんわ契約</u>	甲と締結するピカラ光でんわの提供を受けるための契約																																																									
7 <u>ケーブルテレビ契約</u>	乙と締結するケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約																																																									
8 <u>ケーブルテレビ契約者</u>	乙とケーブルテレビ契約を締結している者																																																									
9 <u>ケーブルテレビ集団利用者</u>	集合住宅の一括加入または一定地区の集団加入により乙のケーブルテレビを視聴している者																																																									
10 <u>モバイルサービス契約</u>	<u>乙と締結するモバイルサービスの提供を受けるための契約</u>																																																									
11 <u>セットサービス契約者</u>	<u>ピカラ光ねっと契約及びケーブルテレビサービス契約を締結している者、ピカラ光ねっと契約及びモバイルサービス契約を締結している者並びにピカラ光ねっと契約、ケーブルテレビサービス契約及びモバイルサービス契約を締結している者</u>																																																									
12 <u>セット割適用契約者</u>	セットサービス契約者のうち、セット割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者																																																									
13 <u>トリオサービス契約者</u>	<u>ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びケーブルテレビ契約を締結している者、ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びモバイルサービス契約を締結している者並びにピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約、ケーブルテレビ契約及びモバイルサービス契約を締結している者</u>																																																									
14 <u>トリオ割適用契約者</u>	トリオサービス契約者のうち、トリオ割引の適用について甲及び乙から承諾を受けた者																																																									

セット割引及びトリオ割引に係る利用規約 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p><b>第2条 (利用規約の適用)</b>            甲及び乙は、本規約により、セットサービスに係る割引（以下「セット割引」といいます。）又はトリオサービスに係る割引（以下「トリオ割引」といいます。）を適用します。            2 前項のセットサービス、トリオサービスの提供条件等については、それぞれピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約及びケーブルテレビ契約によるものとします。</p> <p><b>第3条 略</b>  <b>第4条 略</b></p> <p><b>第5条 (適用条件)</b>            甲及び乙は、別表1のセット割引又はトリオ割引の対象となる提供区域について、セットサービス又はトリオサービスの契約があり、かつ、同一住所で利用していることを確認できる場合に、セット割引又はトリオ割引を適用します。ただし、別表1の適用条件欄にその他の適用条件の定めがある場合は、その定めについても適用条件とします。</p> <p>2 次に該当する期間は、セット割引又はトリオ割引の適用はしないものとします。            (1) キャンペーン等により、セットサービスに係るピカラ光ねっとの定額利用料、ケーブルテレビサービスの利用料のいずれかが発生しない期間            (2) キャンペーン等により、トリオサービスに係るピカラ光ねっとの定額利用料、ピカラ光でんわの基本利用料、ケーブルテレビサービスの利用料のいずれかが発生しない期間</p>	<p><b>第2条 (利用規約の適用)</b>            甲及び乙は、本規約により、セットサービスに係る割引（以下「セット割引」といいます。）又はトリオサービスに係る割引（以下「トリオ割引」といいます。）を適用します。            2 前項のセットサービス、トリオサービスの提供条件等については、それぞれピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約、<u>ケーブルテレビ契約及びモバイルサービス契約</u>によるものとします。</p> <p><b>第3条 略</b>  <b>第4条 略</b></p> <p><b>第5条 (適用条件)</b>            甲及び乙は、別表1のセット割引又はトリオ割引の対象となる提供区域について、セットサービス又はトリオサービスの契約があり、かつ、同一住所で利用していることを確認できる場合に、セット割引又はトリオ割引を適用します。ただし、別表1の適用条件欄にその他の適用条件の定めがある場合は、その定めについても適用条件とします。</p> <p>2 次に該当する期間は、セット割引又はトリオ割引の適用はしないものとします。            (1) キャンペーン等により、セットサービスに係るピカラ光ねっとの定額利用料、ケーブルテレビサービスの利用料、<u>モバイルサービスの利用料</u>のいずれかが発生しない期間            (2) キャンペーン等により、トリオサービスに係るピカラ光ねっとの定額利用料、ピカラ光でんわの基本利用料、ケーブルテレビサービスの利用料、<u>モバイルサービスの利用料</u>のいずれかが発生しない期間</p>	

セット割引及びトリオ割引に係る利用規約 新旧対照表

旧										新										備考(変更理由)								
別表1 セット割引										別表1 セット割引																		
対象となる提供 区域	提携事業 者等	適用条件					セット割引の適用			対象となる提供 区域	提携事業 者等	適用条件					セット割引の適用											
		ビカラ光ねっと		ビカラ 光 でんわ	ケーブルテレビ サービスのプラン ※1	その他の適用条件	セット割引の 割引方法	割引額	ビカラ光ねっと			ビカラ 光 でんわ	ケーブルテレビ サービスのプラン ※1	その他の適用条件	セット割引の 割引方法	割引額												
種別	品目	種別	品目						種別	品目	種別						品目											
愛媛県	松山市、伊予市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町	株式会社愛媛CATV	(略)	10Gb/s 1Gb/s 100Mb/s	-	地デジBSコース 基本STB+おて かろミック らく録 STB+ おすすめパッ ク	(略)	同上	220円	松山市、伊予市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町	株式会社愛媛CATV	(略)	10Gb/s 1Gb/s 100Mb/s	-	地デジBSコース 基本STB+おて かろミック らく録 STB+ おすすめパッ ク	(略)	同上	220円										
																			愛媛県	四国中央市	株式会社四国中央テレビ	プラン1 (ホーム)	1Gb/s	-	-	(1) モバイルサービス契約を締結していること	1のモバイルサービス契約ごとに、モバイルサービスの基本利用料(税込)から右記の金額を割引します。	440円
																										(2) セットサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの口座振替であること		
愛媛県	四国中央市	株式会社四国中央テレビ	プラン1 (ホーム)	1Gb/s	-	エコノミーHI/ プレミアムHI	(1) モバイルサービス契約を締結していること	ケーブルテレビサービスの基本利用料(税込)から660円、1のモバイルサービス契約ごとにモバイルサービスの基本利用料(税込)から440円割引します。	左記の通り																			
							(2) セットサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの口座振替であること																					

セット割引及びトリオ割引に係る利用規約 新旧対照表

旧								新								備考(変更理由)												
別表1 トリオ割引								別表1 トリオ割引																				
対象となる提供区域	提携事業者等	適用条件					セット割引の適用		対象となる提供区域	提携事業者等	適用条件						セット割引の適用											
		種別	品目	ビカラ光でんわ	ケーブルテレビサービスのプラン※1	その他の適用条件	セット割引の割引方法	割引額			種別	品目	ビカラ光でんわ	ケーブルテレビサービスのプラン※1	その他の適用条件	セット割引の割引方法	割引額											
愛媛県	松山市、伊予市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町	株式会社愛媛CATV	(株)	10Gb/s 1Gb/s 100Mb/s	コース1 (光でんわ)	地デジBSコース 基本STB+おてがるミッド らく録STB+おすすめパック	(1) ケーブルテレビグループ利用者の場合 (7) ビカラ光ねっと及びビカラ光でんわの契約者であること (4) 乙がビカラ光ねっと及びビカラ光でんわの料金を口座振替していること	同上	同上	株式会社愛媛CATV	(株)	10Gb/s 1Gb/s 100Mb/s	コース1 (光でんわ)	地デジBSコース 基本STB+おてがるミッド らく録STB+おすすめパック	(1) ケーブルテレビグループ利用者の場合 (7) ビカラ光ねっと及びビカラ光でんわの契約者であること (4) 乙がビカラ光ねっと及びビカラ光でんわの料金を口座振替していること	同上	550円											
																			四国中央市	株式会社四国中央テレビ	プラン1 (ホーム)	1Gb/s	コース1 (光でんわ)	二	(1) モバイルサービス契約を締結していること (2) トリオサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの口座振替であること	1のモバイルサービス契約ごとに、モバイルサービスの基本利用料(税込)から右記の金額を割引します。	440円	
																			四国中央市	株式会社四国中央テレビ	プラン1 (ホーム)	1Gb/s	コース1 (光でんわ)	エコノミーHI/プレミアムHI	(1) トリオサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの口座振替であること	ケーブルテレビサービスの基本利用料(税込)から右記の金額を割引します。	660円	
																			四国中央市	株式会社四国中央テレビ	プラン1 (ホーム)	1Gb/s	コース1 (光でんわ)	エコノミーHI/プレミアムHI	(1) モバイルサービス契約を締結していること (2) トリオサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの口座振替であること	ケーブルテレビサービスの基本利用料(税込)から660円、1のモバイルサービス契約ごとにモバイルサービスの基本利用料(税込)から440円割引します。	左記の通り	

セット割引及びトリオ割引に係る利用規約 新旧対照表

旧				新				備考(変更理由)
別表2 セット割				別表2 セット割				
	対象の提供区域	提携事業者等	ケーブルテレビサービスに係る乙が規定する契約約款		対象の提供区域	提携事業者等	ケーブルテレビサービスに係る乙が規定する契約約款	
徳島県	東阿波市	株式会社東阿波ケーブルテレビ	株式会社東阿波ケーブルテレビの設置及び管理規約	徳島県	東阿波市	株式会社東阿波ケーブルテレビ	株式会社東阿波ケーブルテレビの設置及び管理規約	
愛媛県	松山市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町	株式会社愛媛CATV	愛媛CATV契約約款ケーブルテレビサービス篇	愛媛県	松山市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町	株式会社愛媛CATV	愛媛CATV契約約款ケーブルテレビサービス篇	
高知県	高知市、南国市、吾川郡(いの町)	高知ケーブルテレビ株式会社	高知ケーブルテレビ加入契約約款	高知県	高知市、南国市、吾川郡(いの町)	高知ケーブルテレビ株式会社	高知ケーブルテレビ加入契約約款	
別表2 トリオ割				別表2 トリオ割				
	対象の提供区域	提携事業者等	ケーブルテレビサービスに係る乙が規定する契約約款		対象の提供区域	提携事業者等	ケーブルテレビサービスに係る乙が規定する契約約款	
香川県	高松市、さぬき市	株式会社ケーブルメディア四国	ケーブルメディア四国契約約款(高松市市街地区・塩江地区・三木町) ケーブルメディア四国契約約款(さぬき市)	香川県	高松市、さぬき市	株式会社ケーブルメディア四国	ケーブルメディア四国契約約款(高松市市街地区・塩江地区・三木町) ケーブルメディア四国契約約款(さぬき市)	
愛媛県	松山市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町	株式会社愛媛CATV	愛媛CATV契約約款ケーブルテレビサービス篇	愛媛県	松山市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町	株式会社愛媛CATV	愛媛CATV契約約款ケーブルテレビサービス篇	
徳島県	徳島市国府町、入田町、一宮町、不動東町、不動西町、不動北町、不動本町、下町、徳島市春日町	国府町農事放送農業協同組合	国府町農事放送農業協同組合有線テレビ放送施設の設置及び管理規約	徳島県	徳島市国府町、入田町、一宮町、不動東町、不動西町、不動北町、不動本町、下町、徳島市春日町	国府町農事放送農業協同組合	国府町農事放送農業協同組合有線テレビ放送施設の設置及び管理規約	
	石井町	石井町有線放送農業協同組合	石井町有線放送農業協同組合有線テレビ放送施設の設置及び管理規約	徳島県	石井町	石井町有線放送農業協同組合	石井町有線放送農業協同組合有線テレビ放送施設の設置及び管理規約	

セット割引及びトリオ割引に係る利用規約 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)														
	<p>別表3 セット割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 321 1528 363">対象の提供区域</th> <th data-bbox="1528 321 1739 363">提携事業者等</th> <th data-bbox="1739 321 2427 363">モバイルサービスに係る乙が規定する契約約款</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 363 1383 468">愛媛県</td> <td data-bbox="1383 363 1528 468">四国中央市</td> <td data-bbox="1528 363 1739 468">株式会社四国中央テレビ</td> <td data-bbox="1739 363 2427 468">株式会社四国中央テレビコスモスマホ契約約款</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 トリオ割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 577 1528 619">対象の提供区域</th> <th data-bbox="1528 577 1739 619">提携事業者等</th> <th data-bbox="1739 577 2427 619">モバイルサービスに係る乙が規定する契約約款</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 619 1383 724">愛媛県</td> <td data-bbox="1383 619 1528 724">四国中央市</td> <td data-bbox="1528 619 1739 724">株式会社四国中央テレビ</td> <td data-bbox="1739 619 2427 724">株式会社四国中央テレビコスモスマホ契約約款</td> </tr> </tbody> </table>	対象の提供区域	提携事業者等	モバイルサービスに係る乙が規定する契約約款	愛媛県	四国中央市	株式会社四国中央テレビ	株式会社四国中央テレビコスモスマホ契約約款	対象の提供区域	提携事業者等	モバイルサービスに係る乙が規定する契約約款	愛媛県	四国中央市	株式会社四国中央テレビ	株式会社四国中央テレビコスモスマホ契約約款	
対象の提供区域	提携事業者等	モバイルサービスに係る乙が規定する契約約款														
愛媛県	四国中央市	株式会社四国中央テレビ	株式会社四国中央テレビコスモスマホ契約約款													
対象の提供区域	提携事業者等	モバイルサービスに係る乙が規定する契約約款														
愛媛県	四国中央市	株式会社四国中央テレビ	株式会社四国中央テレビコスモスマホ契約約款													

セット割引及びトリオ割引に係る利用規約 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この規約は、2023年3月10日から実施します。</p>	